**№16** 2017.5.19



# 山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

#### 【トピック】

- ▶ 共生社会づくりの視点から他者理解について考えます。
- ▶ 平成29年度障害者差別地域相談員委嘱式が行われました。
- ▶ 内閣府から「合理的配慮の提供事例集」が出されました。

事務局:山梨県障害福祉課

〒400−8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

Tel 055-223-1460 Fax 055-223-1464

E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

今号では、日本パラリンピアンズ協会会長の河合純一氏([注])の言葉から他者理解について考えます。他者理解は、お互いさまの関係とともに生きづらさの共有を考えるカギになります。生きづらさを私たちが共通に持つ、誰にも起こり得る社会的リスクととらえる視点が、障害者差別に関する様々な課題を他人事ではなく、お互いさまのこととしてとらえるために必要なことです。

### 相手の立場で考えるということの難しさ

### 共生社会に求められる感性と想像力の豊かさ

全盲のスイマーである河合純一氏は、毎日新聞の特集記事(平成29年2月21日付)で、「困っている人に声をかけるにはどうしたらよいのか、また困っているときにどう頼んだらよいのか」という心のバリアをゼロにするためには「感性を豊かにすることが大切」で、「障害のないものが障害のあるものをすべて理解するのはほぼ無理だが、想像力の豊かさで補うことができる」として、「まず声をかけることからはじめ、一緒に課題を共有していくうちに仲間になっていく」と語っています。

河合氏の指摘する「感性の豊かさ」と「想像力の 豊かさ」は、生きづらさを誰もが持つ可能性があり 決して他人事ではないことの気づきと他者理解のた めのより豊かな想像力が必要だということではない かと思います。さらに、「障害のないものが障害の あるものをすべて理解するのはほぼ無理」とする指 摘は、「無理だが、当事者がいて当事者になりきれ ない自分がいることを認識できて初めて当事者の生 きづらさが意識できる」ということで、それができ てこそ当事者の生きづらさを共有できるということ を示しているのではないかと思います。

# 生きづらさの不平等を最小限にできる社会

社会モデルの障害のとらえから考えれば、当事者であってもそうでなくとも、生きづらさの問題を生んだのは私たちが構成員である社会です。様々な生きづらさに対する責任を、私たちのすべてが負っているということができるのではないでしょうか。

河合氏は、当事者には完全にはなりきれないことを感じつつも、なりきれない自分を受け止め他者を理解しようとすること、当事者の生きづらさを他人ごととせず社会の問題としてとらえようとすることの大切さを説き、これらが他者を真に理解することにつながるのだと指摘しているのだと思います。

誰にでも起こりえる生きづらさは、人とのつながりの中で大きくもなり小さくもなります。誰もが暮らしの中で感じる様々な生きづらさを最小限にするためにも、お互いさまの関係が必要なのではないか

と思います。一人ひとりの持つ力を最大限に生かそうとする社会がこれから目指すべき姿であり、一人ひとりの様々な力をお互いに信頼することが、お互いさまの関係で生まれる暮らしやすさをより大きくすることができるのではないかと考えています。

河合氏は「まず声をかけることからはじめ、一緒に課題を共有していくうちに、仲間になっていく」とも語っています。障害当事者の方々の「自分たちが街に積極的に出ていき、珍しい存在でなくなるようにしたい」という気持ちを大切にし、他者を理解し大切にしようとすることが自然に意識できる社会にしていくことが求められます。

様々な状況にある多様な人を大切にする社会、共に生きていくのだということが当然のこととしてできる社会を築いてこそ、生きづらさの不平等を最小限に抑えることができるのではないかと思います。

# 他者理解のために教育に求められるもの

私たち一人ひとりが直接、間接に障害者差別の問題にかかわるためには、豊かな想像力に基づいた他者理解の感覚をきたえることが必要です。

この感覚を養うためには、教育が大きな役割を担っています。幼少時からの教育で、人は意識するかしないかに関わらず様々な人とつながっていることは事実であることを、発達段階に応じ体験的に学ぶ

ことができる環境を整えなければなりません。

生きていく中で実際に触れあうことのできる人は限られていますが、直接的な関り合いのない人でも支えられ、支える関係があることを意識することができるように育てていく。ここに、私たちがこれまで築いてきたお互いさまのつながりの関係を意識できる鍵があるように思えるのです。

## 29年度障害者差別地域相談員委嘱式

平成29年度障害者差別地域相談員委嘱式が、4月28日 県防災新館で開かれました。委嘱式の後、研修会も併せて 行われました。

29年度は、全市町村から推薦された43人の地域相談員が委嘱されました。28年度は小菅村と 丹波山村が合同で相談員を置く体制でしたが、29年度は全市町村に相談員が配置されます。各市町村の配置体制の状況を紹介します。

- > 27市町村の相談員配置状況
- □ 複数の配置の市町村12、単独の配置の市町村15
- □ 複数配置12市町村のうち、市町村障害福祉担当課(以下、担当課)と障害者相談員等の組合せによる配置の市町村3
- ▶ 43人の相談員の構成

担当課職員20人、市町村等相談支援センター相談員11人

身体・知的障害者相談員・身障者福祉会会長・施設長等12人

28年度末に、地域相談員の選任・配置の課題として「複数名の選出」「担当課職員兼務のみの改善」「身体・知的障害者相談員、障害者相談機関相談員・職員と担当課職員との連携した相談体制の構築」等を示し、各市町村への情報提供を行いました。それぞれの地域事情により、上記のような相談体制となりました。

障害者差別の事例が潜在化しないためには、それぞれの地域でより信頼される相談体制の構築と 引続きの周知の取組が必要です。市町村担当課では地域相談員と担当課職員との連携、他の相談員 を含む相談員連絡会などの開催に取り組んでいただきたいこと、地域相談員には他の相談員や担当 課職員との情報交換と共有、地域への啓発活動をお願いしています。

地域相談員の名簿は、県のホームページでご覧いただくことができます。皆さんの市町村の相談 員の方々をご確認ください。アクセス方法は次のとおりです。

[県HP]→[医療・健康・福祉]→[相談窓□]→[障害者]

### 地域での理解の広がりのために



心のバリアフリー宣言事業所は、 5月15日現在の登録数が251事業 所です。県障害福祉課では、賛同し ていただく事業所をさらに増やすよ う引続き取り組んでいます。 登録方法、登録事業所の一覧及び各事業所の 宣言内容を県のホームページで閲覧することが できます。アクセス方法は次のとおりです。

[県HP]→[医療・健康・福祉]→[障害福祉] →[障害者雇用・就労・就学]

皆さんのお住まいのまちに登録事業所が増えていくいことは、障害のある方への関心と思いが広がり、すべての人の暮らしやすさにつながることになります。

これは、障害者差別解消法第5条に示される合理的配慮の基礎となる環境整備と捉えることができます。前述した地域相談員の委嘱式後の研修会で、地域相談員の皆さん方の身近な店舗から登録事業所を増やす取組にご協力いただくようお願いしました。推進員も積極的に取り組むことを計画しています。

# 「合理的配慮の提供事例集」が出されました

内閣府から、平成28年度上半期の障害者差別解消法に係る「合理的配慮の提供等事例集」が出されました。合理的配慮の提供事例と環境の整備事例が障害種別に掲載されています。

内閣府のホームページで、内容の確認や資料のダウンロードができます。内閣府ホームページのアドレスは次のとおりです。

URL=http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.htm1 アクセスできる環境のある方は、ご覧ください。

解説 [注]「日本パラリンピアンズ協会会長の河合純一氏」:スイマーとして、パラリンピックでロンドン大会まで6大会連続出場しメダル21個を獲得。日本身体障がい者水泳連盟会長も務め、日本人として初めて国際パラリンピック委員会殿堂入りした。

文責:古屋德康(県障害者差別解消推進員)